

意匠分類記号	意匠分類の名称
H7-53	複写機

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
J4-20	全	複写機	
J4-21	全	電子複写機	
J4-21A	全	電子複写機(床置型)	
J4-21B	全	電子複写機(卓上型)	





参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称
H7-52	プリンター
H7-54	ファクシミリ等
K0-2200	印刷機、印刷具等

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
複写機	電子複写機	ジアゾ複写機

定義

本体上部に設けられたスキャナーで原稿を読み込み、デジタル処理により製版し、本体で印刷する機器。書類の複写物を電子的に作成するもの。

登録 1045560 電子複写機 	登録 1100344 電子複写機 	登録 1128376 複写機 	登録 1172476 スキャナ付プリンタ 
--	--	---	--

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)

■複数の紙データ入出力機能を持つものとの関係■

◎基本的に、主たる機能と形状に基づき分類する

- ・スキャナー機能のみのはH7-51(スキャナー)
- ・プリンター機能のみのはH7-52(プリンター)
- ・複写機能のみのはH7-53(複写機)
- ・スキャナー機能、プリンター機能、複写機能を持つものは、H7-53(複写機)
- ・スキャナー及びプリンター機能についての記載しかなく、複写機能を具備しているか否か不明のものについては、殆どの「スキャナー付きプリンター」が複写機能を具備するものであり、また、H7-52(プリンター)よりもH7-53(複写機)に分類されているものの形状に近いことから、願書及び添付図面において特に複写機能について言及されていなくても、複写機能を具備するものとみなし、H7-53(複写機)に分類する。
- ・ファクシミリ機能のみのはH7-54(ファクシミリ)
- ・プリンター機能、スキャナー機能、ファクシミリ機能を持つものは、H7-54(ファクシミリ)

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

過去に分類した物品の名称	
--------------	--